

## 1 組織・予算関係

1-1表 公正取引委員会の構成

(令和7年3月末現在)

委員長	古谷 一之
委 員	三村 晶子
委 員	青木 玲子
委 員	吉田 安志
委 員	泉水 文雄

1-2表 公正取引委員会の予算額（令和6年度予算）

(単位：千円)

事 項	当初予算額	補正後予算額
(項) 公正取引委員会	11,830,602	11,735,720
(事項) 公正取引委員会に必要な経費	10,562,991	10,281,869
(事項) 独占禁止法違反行為に対する措置等に必要な経費	305,328	327,592
(事項) 公正な取引慣行の推進に必要な経費	694,492	821,547
(事項) 競争政策の普及啓発等に必要な経費	267,791	304,712
(項) 公正取引委員会施設費	0	1,310,408
(事項) 公正取引委員会施設整備に必要な経費	0	1,310,408
(項) 情報通信技術調達等適正・効率化推進費（注）	357,648	377,979
(事項) 情報通信技術調達等適正・効率化の推進に必要な経費	357,648	377,979
合 計	12,188,250	13,424,107

(注) デジタル庁に一括計上され、公正取引委員会において執行する予算。

## 2 審決・訴訟関係等

2-1表 手続別審決等件数推移

(1) 平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続

分類\年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50
審判審決	0	0	1	10	8	8	2	3	5	1	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	1	3	4	0	0	5	1	4	1
勧告審決	0	0	2	4	4	3	5	0	5	5	7	2	2	1	3	7	24	30	26	17	11	28	26	43	37	27	67	47	31
同意審決	5	2	11	45	6	4	5	2	1	0	0	0	0	0	0	5	11	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	2	
課徴金の納付を命ずる審決等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
独占禁止法第49条第2項に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
独占禁止法第65条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0
独占禁止法第66条に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
景品表示法第9条第2項に基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
景品表示法第10条第6項に基づく審決	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0
計	5	2	14	59	18	15	12	5	11	6	7	2	2	1	3	13	36	30	27	17	12	31	32	44	37	34	69	60	34

(注1) 平成25年度の審決により、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続は全て終了した。

(注2) 「分類」欄の独占禁止法第49条第2項、第65条及び第66条並びに景品表示法第9条第2項及び第10条第6項は、平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法及び景品表示法の条文番号である。

(注3) 審判審決とあるのは、過去の年次報告において「正式審決」と分類していたものである（平成5年度から正式審決の呼称を審判審決に変更）。

(注4) ( ) 内の数字は、中小企業等協同組合法第107条に基づく審決件数で内数である。

(注5) 平成11年度の課徴金の納付を命ずる審決等には、課徴金の納付を命じなかった審決が1件含まれている。

(注6) 平成20年度の課徴金の納付を命ずる審決等には、課徴金の納付を命じなかった審決が4件含まれている。

(注7) 平成25年度の課徴金の納付を命ずる審決等には、課徴金の納付を命じなかった審決が2件含まれている。

(注8) 平成14年度及び平成15年度の独占禁止法第49条第2項及び景品表示法第9条第2項に基づく審決は審判手続開始請求を却下する審決である。

51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	
0	4	0	2	2	1	0	0	1	1	1	0	0	0	0	2	1	2	3	1	1	3	1	3	3	4	1	2	1	2	
24	13	7	12	12	12	18	10	7	10	4	6	5	10	17	27	37	27	21	18	23	25	23	27	21	37	38	19	28	18	
1	1	1	1	1	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	2	0	0	4	11	8	
-	0	0	0	0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	1	2	24	1	7	14	32	14	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	
0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
25	18	8	15	16	13	20	12	9	17	5	6	6	10	17	29	38	33	25	20	30	29	25	33	50	42	48	40	72	42	

分類	年度 18	19	20	21	22	23	24	25	計
審判審決	14	3	5	8	3	-	-	-	135
勧告審決	-	-	-	-	-	-	-	-	(注4) 1,020 (13)
同意審決	42	21	5	0	3	-	-	-	212
課徴金の納付 を命ずる審決等	46	10	(注6) 37	21	13	0	5	7	248
独占禁止法 第49条第2項に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	1
独占禁止法 第65条に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	9
独占禁止法 第66条に 基づく審決	0	0	0	0	0	0	0	0	3
景品表示法 第9条第2項に 基づく審決	0	0	0	0	0	-	-	-	2
景品表示法 第10条第6項に 基づく審決	0	0	0	0	0	-	-	-	4
計	102	34	47	29	19	0	5	7	1,634

(2) 平成17年独占禁止法改正法による改正後平成25年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法における手続

分類	年度															計		
		17 (注2)	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27 (注5)	28 (注5)	29 (注5)	30 (注5)	元 (注5)	2 (注5)	
独占禁止法関係	排除措置命令 (審判開始) (注1)	2 (1)	12 (0)	22 (1)	16 (5)	26 (5)	12 (3)	22 (10)	20 (7)	18 (4)	10 (4)	2 (0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	162 (40)	
	課徴金納付命令 (審判開始) (注1)	171 (8)	56 (0)	121 (1)	39 (8)	73 (7)	100 (12)	255 (61)	108 (13)	176 (6)	128 (70)	0 (0)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	1,227 (186)	
	審決	排除措置命令に係る審決	0	0	0	3	0	3	4	4	3	15	7	6	33	8	577 (注6)	168
		課徴金納付命令に係る審決	0	0	1	8	0	3	8	4	5	18	9	8	33	7	677 (注6)	187
		課徴金納付命令に係る課徴金の一部を控除する審決	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
景品表示法関係	排除命令 (審判開始) (注1)	28 (0)	32 (5)	56 (3)	52 (9)	6 (注3) (0)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	174 (17)	
	排除命令に係る審決	0	0	0	0	11	- (注4)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	11	

(注1) ( ) 内の数字は、当該年度の命令件数のうち、命令後に審判手続が開始されたもの（次年度に開始されたものを含む。）の数で内数である（その後審判請求の取下げのあったもの及び審判手続打切決定を行ったものを含む。）。

(注2) 平成17年度における独占禁止法関係の件数については、平成18年1月4日から同年3月31日までの期間である。

(注3) 平成21年8月31までの排除命令件数である。

(注4) 平成22年8月6日、㈱ワインズインターナショナルに対する件の審判手続が打ち切られたことにより、景品表示法関係の審判手続は全て終了した。

(注5) 審判制度は平成25年独占禁止法改正法により廃止されたが、同法の施行日（平成27年4月1日）前に、改正前の独占禁止法第49条第5項の規定に基づく排除措置命令等に係る事前通知等が行われた場合は、なお従前の例により、審判手続が行われる。平成27年度における命令の件数は、平成27年度中に行われた命令のうち、平成25年独占禁止法改正法の施行日前に前記の事前通知が行われたものの件数である。平成28年度以降、前記の事前通知は行われていない。

(注6) 令和3年2月8日、レンゴー㈱ほか36名に対する件等の審決により、独占禁止法関係の審判手続は全て終了した。

(3) 平成25年独占禁止法改正法による改正後の独占禁止法における手続

分類	年度															計
		27	28	29	30	元	2	3	4	5	6					
排除措置命令 (訴訟提起) (注1)	7 (2)	11 (3)	13 (1)	8 (0)	11 (3)	9 (2)	3 (1)	8 (3)	4 (0)	21 (4)	95 (19)					
課徴金納付命令 (訴訟提起) (注1)	31 (4)	32 (注2) (2)	32 (0)	18 (2)	37 (4)	4 (1)	31 (0)	21 (4)	16 (0)	33 (0)	255 (17)					
第一審判決	排除措置命令及び課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	3	0	0	1	2	0	0	6				
	排除措置命令に係る判決	0	0	0	1	2	0	1	0	1	2	7				
	課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	1	2	0	2	0	0	0	5				
第二審判決	排除措置命令及び課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	0	0	1	0	1	2	1	5				
	排除措置命令に係る判決	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	2				
	課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	3				
第三審判決	排除措置命令及び課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	0	0	0	1	0	2	0	3				
	排除措置命令に係る判決	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	2				
	課徴金納付命令に係る判決	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2				

(注1) ( ) 内の数字は、当該年度の命令件数のうち、命令後に訴訟が提起されたもの（次年度に開始されたものを含む。）

の数で内数である（その後訴えの取下げ、請求の放棄のあったものを含む。）。平成27年度における命令の件数は、平成27年度中に行われた命令のうち、平成25年独占禁止法改正法の施行日後に独占禁止法第50条第1項の規定に基づく意見聴取

## 附属資料

の通知が行われたものの件数である。

(注2) 課徴金納付命令後に刑事事件裁判が確定した1名の事業者に対して、独占禁止法第63条第2項の規定に基づき、課徴金納付命令を取り消す決定を行った結果、対象となった課徴金納付命令の件数である。

2-2表 関係法条別審決件数推移

法令\年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54
独占禁止法 3条前段	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
3条後段	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
7条の2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
19条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
20条の6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
51条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
66条1項	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
独占禁止法 3条前段 (旧審判手続)	2	0	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0			
3条後段 (旧審判手続)	4	2	5	25	4	8	2	1	5	1	2	0	0	0	0	0	2	9	2	0	2	6	3	3	3	10	35	31	12	14	2	1	3
4条 (旧審判手続)	1	1	3	9	4	7	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
5条 (旧審判手続)	3	0	1	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
6条 (旧審判手続)	0	0	1	21	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6	0	0	0	0	0		
7条の2 (旧審判手続)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	
8条 (旧審判手続)	-	-	-	-	-	-	4	1	2	2	4	2	1	1	2	10	25	20	22	15	6	22	24	40	34	11	33	11	10	6	9	2	10
10条 (旧審判手続)	0	0	1	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
11条 (旧審判手続)	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
13条 (旧審判手続)	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
14条 (旧審判手続)	0	0	0	5	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
15条 (旧審判手続)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0		
16条 (旧審判手続)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
17条 (旧審判手続)	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
19条 (旧審判手続)	0	0	2	20	1	2	3	4	4	2	1	0	1	0	0	2	9	1	3	2	5	3	1	1	0	2	0	1	5	4	6	4	4
49条 (旧審判手続)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
65条 (旧審判手続)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0		
66条 (旧審判手続)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
事業者団体法 (旧審判手続)	0	0	9	20	13	8	4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
景品表示法 4条	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
景品表示法 3条 (旧審判手続)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	1	1	0	0
4条 (旧審判手続)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0
9条 (旧審判手続)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
10条 (旧審判手続)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	
中小企業等協同組合法107条 (旧審判手続)	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	7	0	0	0		
(注2)審決件数	5	2	14	(注3)59	18	(注3)15	12	5	11	6	7	2	2	1	3	13	36	30	27	17	12	31	32	44	37	34	69	60	34	25	18	8	15

(注1) 本表において「旧審判手続」とあるのは平成17年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法による審判手続を経てなされた審決である。

(注2) 本表に掲げる数字が審決件数より多いのは同一事件に2以上の法条を適用した場合があるからである。

附属資料

55	56	57	58	59	60	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	3	0	2	4	3	3	15	6	6	33	5	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	8	0	3	8	4	5	18	8	8	33	5	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	3		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	1	0	0	0	0	1	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0				
4	6	5	5	4	1	3	0	5	4	4	12	23	22	8	11	15	15	14	23	17	37	36	21	29	24	54	21	7	8	6	0	0	0	0	0	0	0	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
0	0	0	1	0	6	0	0	0	0	0	0	1	0	0	5	1	1	2	24	1	7	14	32	14	42	10	37	21	13	0	5	7	0	0	0	0		
8	4	7	2	5	3	1	5	0	3	7	6	11	2	14	5	8	3	2	3	3	0	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
3	3	7	4	0	7	0	1	1	3	6	9	4	5	1	4	1	8	7	3	6	3	3	3	8	3	0	1	3	0	0	0	0	0	0	0			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
16	13	20	12	9	17	5	6	6	10	17	29	38	33	25	20	30	29	25	33	50	42	48	40	72	42	102	35	58	43	25	12	13	15	33	16	14	66	15

(注3) 昭和25年度審決のうち1件及び昭和27年度審決のうち4件は審決をもって審判開始決定を取り消したものである。

(注4) 独占禁止法第66条第1項に基づく審決は審判請求を却下する審決である。

元	2	計
0	0	1
3	76	159
4	76	181
2	1	8
2	1	6
1	0	4
0	0	(注4) 7
0	0	17
0	0	641
-	-	26
-	-	4
0	0	32
0	0	(注5) 244
0	0	434
0	0	10
0	0	3
0	0	4
0	0	7
0	0	1
0	0	1
0	0	6
0	0	200
0	0	(注6) 1
0	0	9
0	0	3
-	-	54
0	0	4
0	0	5
0	0	17
0	0	(注6) 2
0	0	4
0	0	13
12	154	2,004

(注5) 独占禁止法第7条の2（旧審判手続）の審決件数には課徴金の納付を命じなかった審決が7件含まれており、また独占禁止法第8条の3により当該条項が準用されている審決が含まれている。

(注6) 独占禁止法第49条（旧審判手続）及び景品表示法第9条（旧審判手続）に基づく審決は審判手続開始請求を却下する審決である。

2-3表 告発事件一覧

件名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事件の概要	関係法条	備考
農林連絡協議会ほか21名(役員)	S24.4.28	S25.6.16 (農林連絡協議会ほか2名を起訴)	東京高裁 S26.2.27	罰金各1万円	閉鎖機関に指定され清算中であったところ、購買及び販売の営業に従事する等禁止規定を免れる行為をした。	事業者団体法 第5条第1項第13、第14号、第2項、第14条第1項第1号、第3項	協議会委員長、常任委員はS26.3.11上告したが、前者は死亡したため、S35.3.15控訴棄却、後者はS36.12.5上告棄却
大川(合)ほか1名(役員)	S24.5.21	S25.11.25 S27.5.12	東京高裁	免訴(講和条約による大赦のため)	解散及び清算計画書、株式の処分に関する計画書を期限までに提出しなかった。	独占禁止法 第105条、第107条、第108条、第109条、第111条、第112条	
山一証券株	S24.11.28	S26.12.28 (不起訴)			許可を受けないで営業を譲り受けた。	独占禁止法 第16条、第91条の2第6項	
㈱三愛土地ほか1名(役員)	S45.4.3	S45.5.26 S46.1.29	東京高裁	被告会社に20万円の罰金、被告人に懲役1年(執行猶予3年)、罰金10万円	審決に違反して不当表示を行った。	独占禁止法 第90条第3号、第95条第1項、景品表示法 第4条第1号、第2号	
出光興産㈱ほか26名(法人及び15役員)	S49.2.15	S49.5.28 S55.9.26 最高裁 S59.2.24	東京高裁 最高裁 S59.2.24	被告会社に150万円から250万円の罰金、被告人に4月から10月の懲役(執行猶予つき) 太陽石油㈱、九州石油㈱及び太陽石油㈱取締役に関する部分を破棄無罪、その他の被告会社及び被告人につき上告棄却	出光興産㈱ほか11名の石油元売会社は、石油製品の販売価格を、昭和48年1月、2月、8月、10月及び11月に引き上げることを共同して決定し実施した。	独占禁止法 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項	日本石油㈱及び同社常務は確定 昭和石油㈱常務は死亡したため S55.11.19 公訴棄却  丸善石油㈱専務は S57.10.21 及び 三菱石油㈱取締役は S57.5.27 それぞれ死 亡につき公訴棄却

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
石油連盟ほか4名(4役員)	S49.2.15	S49.5.28 (石油連盟ほか2名を起訴、残り2名を不起訴)	東京高裁 S55.9.26	被告人に違法の認識がなかったとして無罪	石油連盟は昭和47年度下期及び昭和48年度上期の会員の原油処理量を決定し実施した。	独占禁止法第8条第1項第1号、第89条第1項第2号、第95条第2項	
三井東圧化学㈱ほか22名(8社、役員15名)	H3.11.6 (H3.12.19追加告発)	H3.12.20	東京高裁 H5.5.21	被告会社に600万円から800万円の罰金、被告人に懲役6月から1年(執行猶予2年)	三井東圧化学㈱ほか7社は、塩化ビニル製業務用ストレッチフィルムの販売価格を平成2年9月及び同年11月出荷分から引き上げること等を共同して決定し実施した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項	
トッパン・ムーア㈱ほか3名	H5.2.24	H5.3.31	東京高裁 H5.12.14	被告会社に400万円の罰金	トッパン・ムーア㈱ほか3社は、社会保険庁が発注する支払通知書等貼付用シールの受注予定者及び受注予定価格を決定し実施していた。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項	
㈱日立製作所ほか26名(9社及び受注業務に従事していた者17名並びに発注業務に従事していた者1名)	H7.3.6 (H7.6.7追加告発)	H7.6.15	東京高裁 H8.5.31	被告会社に4000万円から6000万円の罰金、被告会社の受注業務に従事していた者に懲役10月(執行猶予2年)日本下水道事業団の発注業務に従事していた者に懲役8月(執行猶予2年)	㈱日立製作所ほか8社は、平成5年度における日本下水道事業団発注に係る電気設備工事の受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるようあらかじめ定められた価格で入札することを合意し実施していた。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項、刑法第62条第1項	
㈱金門製作所ほか58名(25社及び受注業務に従事していた者34名)	H9.2.4	H9.3.31	東京高裁 H9.12.24	被告会社に500万円から900万円の罰金、被告会社の受注業務に従事していた者に懲役6月から9月(執行猶予2年)	㈱金門製作所ほか24社は、平成6年度、平成7年度及び平成8年度の各年度における東京都発注に係る水道メーターについて、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるようあらかじめ定められた価格で入札することを合意し実施していた。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項、刑法第60条	富士水道工業㈱はH10.1.6、㈱東京量水器工業所及び同社管理部長兼工場長はH10.1.7それぞれ上告したが、いずれもH12.9.25上告棄却

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
㈱クボタ ほか12名 (3社及び 受注業務 に従事し ていた者 10名)	H11. 2. 4 (H11. 3. 1 追加告発)	H11. 3. 1	東京高裁 H12. 2. 23	被告会社に 3000万円か ら1億3000万 円の罰金、 被告会社の 受注業務に 従事してい た者に懲役6 月から10月 (執行猶予2 年)	㈱クボタほか2社は、平成8年 度及び平成9年度の各年度に 日本国内において需要のある ダクタイル鉄管直管の3社 のシェア配分協定に合意し実 施していた。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項、 刑法第60条	
コスモ石 油(㈱ほか 19名 (11 社、個人9 名)	H11. 10. 13 (H11. 11. 9 追加告発)	H11. 11. 9	東京高裁 H16. 3. 24	被告会社に 3000万円から 8000万円の 罰金、被告 人に懲役6月 から1年6月 (執行猶予2 年から3年)	コスモ石油(㈱ほか10社は、防 衛庁調達実施本部が平成10年 度に調達する、ガソリン、軽 油、灯油、重油及び航空ター ン燃料の各石油製品の発注 に係る6回の指名競争入札の うち前4回において、各入札 前に会合を開催し、前年度の 受注実績を勘案して受注予定 者を決定するとともに受注予 定者が受注できるような価格 で入札を行う旨合意した上、 同合意に従って受注予定者を 決定し、もって、被告発会社 が共同して、その事業活動を 相互に拘束し、遂行すること により、公共の利益に反して、 前記石油製品の受注に係 る取引分野における競争を実 質的に制限した。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項、 刑法第60条	3社及び4名について は、それぞれH16. 3. 31、 H16. 4. 2、H16. 4. 5に上 告したが、H17. 11. 21 上告棄却決定 (H17. 11. 26、H17. 11. 29、 H17. 12. 20確定)
愛知時計 電機(㈱ほ か8名 (4 社、個人5 名)	H15. 7. 2	H15. 7. 23	東京高裁 H16. 3. 26 (1社、個 人2名) H16. 4. 30 (2社、個 人2名) H16. 5. 21 (1社、個 人1名)	被告会社に 2000万円か ら3000万円 の罰金、被 告人に懲役1 年から1年2 月 (執行猶 予3年)	4社及びこれら4社の東京都発 注に係る水道メーターの受注 業務に従事していた者等5名 は、同水道メーターの受注業 務に従事する他の水道メー ターの製造業者等14社の従業 員らとともに、それぞれの所 属する会社の業務に関し、東 京都が一般競争入札の方法に より発注する水道メーターの うち、口径13ミリ、同20ミリ 及び同25ミリのものについ て、受注予定者を決定すると ともに、受注予定者が受注で きるような価格で入札を行 う旨合意した上、同合意に従 つて受注予定者を決定し、も って、被告発会社が共同して、 その事業活動を相互に拘束 し、遂行することにより、公 共の利益に反して、前記水道 メーターの受注に係る取引分 野における競争を実質的に制 限した。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項 (平成14年 法律第47号 による改正 前)	

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
㈱横河ブリッジほか33名(26社、個人8名)	H17.5.23 (H17.6.15追加告発)	H17.6.15	東京高裁 H18.11.10 (23社、個人7名及び日本道路公団元理事1名) H19.9.21 (3社、個人2名)	被告会社に1億6000万円から6億4000万円の罰金、被告人に懲役1年から2年6月(執行猶予3年から4年)	26社は、平成15年度にあっては他の鋼橋上部工事業者23社とともに、平成16年度にあっては他の鋼橋上部工事業者21社とともに、国土交通省関東地方整備局、東北地方整備局及び北陸地方整備局が競争入札により発注する鋼橋上部工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条、第62条第1項	
㈱横河ブリッジほか12名(6社、個人4名、日本道路公団元理事1名、同副総裁1名及び同理事1名)	H17.6.29 (H17.8.1、H17.8.15追加告発)	H17.8.1 (6社、受注業務に従事していた者4名及び日本道路公団元理事1名) H17.8.15 (日本道路公団副総裁1名) H17.8.19 (日本道路公団理事1名)	東京高裁 H19.12.7 (日本道路公団理事1名) H20.7.4 (日本道路公団副総裁(当時)に懲役2年6月(執行猶予4年)) ※併合罪	日本道路公団理事(当時)に懲役2年(執行猶予3年)、日本道路公団副総裁(当時)に懲役2年6月(執行猶予4年) ※併合罪	6社は、平成15年度にあっては他の鋼橋上部工事業者43社とともに、平成16年度にあっては他の鋼橋上部工事業者41社とともに、日本道路公団が競争入札により発注する鋼橋上部工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記鋼橋上部工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条、第65条第1項	日本道路公団理事(当時)1名及び日本道路公団副総裁(当時)1名は、独占禁止法違反の事実とは別に背任罪の事実も認定されている。 日本道路公団理事(当時)については、H19.12.17に上告したが、H22.7.20上告棄却決定。 日本道路公団副総裁(当時)については、H20.7.4に上告したが、H22.9.22上告棄却決定。

附属資料

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
㈱クボタ ほか21名 (11社、個人11名)	H18.5.23 (H18.6.12 追加告発)	H18.6.12	大阪地裁 H19.3.12 (1社、個人1名) H19.3.15 (1社、個人1名) H19.3.19 (1社、個人1名) H19.3.22 (2社、個人2名) H19.3.29 (3社、個人3名) H19.4.23 (2社、個人2名) H19.5.17 (1社、個人1名)	被告会社に7000万円から2億2000万円の罰金、被告人に罰金140万円から170万円又は懲役1年4月から2年6月(執行猶予3年から4年)	11社は、市町村等が競争入札により発注するし尿処理施設の新設及び更新工事について、受注予定者を決定するとともに、受注予定者が受注できるような価格等で入札を行う旨合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告発会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、し尿処理施設の新設及び更新工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名については、独占禁止法違反の事実とは別に贈賄罪の事実も認定されている。
㈱大林組 ほか9名 (5社、個人5名)	H19.2.28 (H19.3.20 追加告発)	H19.3.20	名古屋地裁 H19.10.15	被告会社に1億円から2億円の罰金、被告人に懲役1年6月から3年(執行猶予3年から5年)	5社は、名古屋市交通局が一般競争入札の方法により特別共同企業体に発注する地下鉄第6号線野並・徳重間延伸事業に係る土木工事について、受注予定の特別共同企業体を決定するとともに、受注予定特別共同企業体が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上、同合意に従って受注予定特別共同企業体を決定し、もって、被告発会社等が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記土木工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条	被告会社の受注業務に従事していた者のうち1名については、独占禁止法違反の事実とは別に談合罪の事実も認定されている。

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
(財)林業土木コンサルタンツほか10名(4法人、個人5名、独立行政法人緑資源機構元理事1名及び同機構元課長1名)	H19.5.24 (H19.6.13追加告発)	H19.6.13	東京地裁 H19.11.1	被告会社に4000万円から9000万円の罰金、被告人に懲役6月から8月(執行猶予2年から3年)、独立行政法人緑資源機構の元役職員であった者に懲役1年6月から2年(執行猶予3年から4年)	4法人は、地質調査・調査測量設計業務を営む他の事業者とともに、独立行政法人緑資源機構が平成17年度及び平成18年度において指名競争入札等の方法により発注する緑資源幹線林道事業に係る地質調査・調査測量設計業務について、独立行政法人緑資源機構の意向に従って受注予定業者を決定するとともに受注予定業者が受注できるような価格で入札を行う旨を合意した上、同合意に従って受注予定者を決定し、もって、被告会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記地質調査・調査測量設計業務の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条、第65条第1項	
日鉄住金鋼板㈱ほか8名(3社、個人6名)	H20.11.11 (H20.12.8追加告発)	H20.12.8	東京地裁 H21.9.15	被告会社に1億6000万円から1億8000万円の罰金、被告人に懲役10月から1年(執行猶予3年)	3社は、不特定多数の需要者向け溶融55パーセントアルミニウム亜鉛合金めっき鋼板及び鋼帶の平成18年7月1日以降出荷分の販売価格を引き上げる旨を合意し、もって、被告会社が共同して、その事業活動を相互に拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記めっき鋼板及び鋼帶の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条	

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
日本精工 株ほか9名 (3社、個人7名)	H24. 6. 14	H24. 6. 14	東京地裁 H24. 12. 28 (1社、個人2名) H25. 2. 25 (1社、個人3名) H27. 2. 4 (1社、個人2名)	被告会社に1億8000万円から4億円の罰金、被告人に懲役1年から1年6月(執行猶予3年)	3社等は、産業機械用軸受について、平成22年7月1日以降に納入する産業機械用軸受の販売価格を、同年6月時点における被告発会社等の販売価格から、一般軸受につき8パーセントを、大型軸受につき10パーセントをそれぞれ引き上げることを販売先等に申し入れるなどして、軸受の原材料である鋼材の仕入価格の値上がり分を産業機械用軸受の販売価格に転嫁することを目途に引き上げること、並びに、具体的な販売価格引上げ交渉に当たっては、販売地区及び主要な販売先ごとに3社等の従業員らが連絡、協議しながら行うことを各合意し、もって、被告発会社等が共同して、その事業活動を相互に拘束することにより、公共の利益に反して、産業機械用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。 また、2社等は、自動車用軸受について、平成22年7月1日以降に納入する自動車用軸受の販売価格を、同年6月時点における被告発会社等の販売価格から、軸受の原材料である鋼材の投入重量1キログラム当たり20円を目途に引き上げることを合意し、もって、被告発会社等が共同して、その事業活動を相互に拘束することにより、公共の利益に反して、自動車用軸受の販売に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条	1社及び2名について は、H27. 2. 4に控訴したが、H28. 3. 22控訴棄却判決。同日、上告したが、H29. 12. 5上告棄却決定。 (H29. 12. 12確定)

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
高砂熱学 工業株ほか15名 (8社、個人8名)	H26.3.4	H26.3.4	東京地裁 H26.9.30 (1社、個人1名) H26.10.2 (2社、個人2名) H26.10.3 (1社、個人1名) H26.10.6 (1社、個人1名) H26.11.12 (1社、個人1名) H26.11.13 (1社、個人1名) H26.11.14 (1社、個人1名)	被告会社に1億2000万円から1億6000万円の罰金、被告人に懲役1年2月から1年6月(執行猶予3年)	8社等は、平成23年10月以降に、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が条件付一般競争入札の方法により発注する北陸新幹線融雪・消雪基地機械設備工事について、受注予定事業者を決定するとともに当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って、前記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし、もって、8社等が共同して、前記工事の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条	
㈱NIPPOほか20名 (10社、個人11名)	H28.2.29	H28.2.29	東京地裁 H28.9.7 (3社、個人3名) H28.9.15 (1社、個人1名) H28.10.6 (2社、個人3名) H28.10.11 (1社) H28.10.25 (個人1名) H28.10.27 (2社、個人2名) H28.11.1 (1社、個人1名)	被告会社に1億2000万円から1億8000万円の罰金、被告人に懲役1年2月から1年6月(執行猶予3年)	10社等は、平成23年7月以降に、東日本高速道路㈱東北支社が条件付一般競争入札の方法により発注する東日本大震災に係る舗装灾害復旧工事について、受注予定事業者を決定すること及び当該受注予定事業者が受注できるような価格で入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って、前記工事についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし、もって、10社等が共同して、前記工事の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記工事の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法 第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、刑法第60条	

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
大成建設 株ほか5名 (4社、個人2名)	H30.3.23	H30.3.23	東京地裁 H30.10.22 (2社) R3.3.1 (2社、個人 2名、R3.3.10 控訴)	被告会社に1 億8000万円 から2億5000 万円の罰 金、被告人 に懲役1年6 月(執行猶 予3年)	4社は、平成26年4月下旬頃か ら平成27年8月下旬頃までの 間、東海旅客鉄道㈱が4社を 指名して競争見積の方法によ り順次発注する品川駅・名古 屋駅間の中央新幹線に係る地 下開削工法によるターミナル 駅新設工事について、受注予 定事業者を決定すること及び 当該受注予定事業者が受注で きるような価格で見積りを行 うことなどを合意した上、同 合意に従って、前記工事につ いてそれぞれ受注予定事業者 を決定するなどし、もって4 社が共同して、前記工事の受 注に関し、相互にその事業活 動を拘束し、遂行することに より、公共の利益に反して、 前記工事の受注に係る取引分 野における競争を実質的に制 限した。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項第1 号、 刑法第60条	2社及び2名について は、R3.3.10に控訴 したが、R5.3.2控訴 棄却判決。R5.3.10 に1社1名及びR5.3.14 に1社1名が上告。
アルフレッサ 株 ほか9名 (3社、個人7名)	R2.12.9	R2.12.9	東京地裁 R3.6.30 (3社、個 人7名)	被告会社に2 億5000万円 の罰金、被 告人に懲役1 年6月から2 年(執行猶 予3年)	3社等は、平成28年及び平成 30年それぞれにおいて、独立 行政法人地域医療機能推進機 構が一般競争入札を実施した 同機構が運営する57病院にお ける医薬品購入契約につい て、3社等それぞれの受注予 定比率を設定し、同比率に合 うように受注予定事業者を決 定するとともに当該受注予定 事業者が受注できるような価 格で入札を行うことなどを合 意した上、同合意に従って、 前記契約について受注予定事 業者を決定するなどし、もっ て3社等が共同して、前記契 約の受注に関し、相互にその 事業活動を拘束し、遂行する ことにより、公共の利益に反 して、前記契約の受注に係る 取引分野における競争を実質 的に制限した。	独占禁止法 第3条後 段、第89条 第1項第1 号、第95条 第1項第1 号、 刑法第60条	

件 名	告発年月日	起訴年月日	判決年月日	判決内容	事 件 の 概 要	関係法条	備 考
株電通グループほか12名(6社、個人6名、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会元次長1名)	R5. 2. 28	R5. 2. 28	東京地裁 R5. 12. 12 (公財) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会元次長1名) R6. 7. 11 (1社、個人1名、R6. 7. 24 控訴) R6. 12. 18 (1社、個人1名、R6. 12. 19 控訴) R7. 1. 30 (1社、個人1名、即日控訴) R7. 3. 21 (1社、個人1名、R7. 3. 24 控訴)	(公財) 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会元次長に懲役2年(執行猶予4年) 被告会社に2億円から3億円の罰金、被告人に懲役1年6月から2年(執行猶予3年から4年)	6社等は、平成30年2月頃から同年7月頃までの間、(公財)東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が順次発注する東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関する競技・会場ごとに実施される各テストイベント計画立案等業務委託契約並びに同契約の受注者との間で締結されることとされていた各テストイベント実施等業務委託契約及び各本大会運営等業務委託契約について、6社等の受注希望等を考慮して受注予定事業者を決定するとともに基本的に当該受注予定事業者のみが入札を行うことなどを合意した上、同合意に従って前記契約についてそれぞれ受注予定事業者を決定するなどし、もって6社等が共同して、前記契約の受注に関し、相互にその事業活動を拘束し、遂行することにより、公共の利益に反して、前記契約の受注に係る取引分野における競争を実質的に制限した。	独占禁止法第3条後段、第89条第1項第1号、第95条第1項第1号、第60条、第65条第1項	

2-4表 緊急停止命令一覧

件名	当委員会 申立年月日	決定年月日 (注)	決定内容 (注)	事件の内容	関係法条	処理結果		備考
						決定年月日 (注)	決定内容	
株朝日新聞社ほか153名に対する件	S30.3.16 S30.7.27 (停止命令の取消し)	S30.4.6	申立一部容認一部却下	株朝日新聞社、(株)読売新聞社、(株)毎日新聞社による千葉新聞の供給を受けないことを条件とする販売店との取引及び販売店による千葉新聞不買の申合せ	独占禁止法第19条(旧一般指定1、7)	S30.7.29	当事者の和解により違反事実の消滅(停止命令の取消し)	
伊藤勲に対する件	S30.7.4 S30.12.10 (停止命令の取消し)	S30.7.29	申立容認	毎日新聞販売店(伊藤勲)による毎日新聞購読者に対する物品の供与	独占禁止法第19条(旧一般指定6)	S30.12.23	営業廃止により違反事実の消滅(停止命令の取消し)	停止命令違反に対する過料(1万円)決定(S30.10.12)
株大阪読売新聞社に対する件	S30.10.5	S30.11.5	申立容認	株大阪読売新聞社による読売新聞購読者に対する物品の供与	独占禁止法第19条(旧一般指定6)			同意審決(S30.12.8)
株北国新聞社に対する件	S31.12.21	S32.3.18	申立容認	株北国新聞社の販売する富山新聞の差別対価	独占禁止法第19条(新聞業特殊指定3)	S33.7.11	違反事実の自発的排除(停止命令の取消し)	被申立人による停止命令の執行免除の申立て(S32.3.29申立棄却)
八幡製鉄株ほか1名に対する件	S44.5.7 取下げ S44.5.30			八幡製鉄株及び富士製鉄株の合併	独占禁止法第15条第1項			被申立人が、合併期日を延期したので取下げ
株中部読売新聞社に対する件	S50.3.25	S50.4.30	申立容認	中部読売新聞の不当廉売	独占禁止法第19条(旧一般指定5)			同意審決(S52.11.24) 被申立人は、特別抗告したが、最高裁はこれを却下(S50.7.17)
株有線ブロードネットワークスほか1社に対する件	H16.6.30 取下げ H16.9.14			有線音楽放送事業における私的独占又は差別対価若しくは取引条件等の差別取扱い	独占禁止法第3条前段、第19条(一般指定3、4)			被申立人が、申立てに係る行為を取りやめたので取下げ
楽天株に対する件	R2.2.28 取下げ R2.3.10			楽天株による出店事業者に対する優越的地位の濫用	独占禁止法第19条(第2条第9項第5号ハ)			被申立人が、申立てに係る行為を変更したので取下げ

(注) 平成25年独占禁止法改正法の施行日(平成27年4月1日)前は、緊急停止命令等の非訟事件は東京高等裁判所の専属管轄とされていたが、同改正法の施行後は、東京地方裁判所の専属管轄とされている。

2-5表 注意の対象となった行為の業種・行為類型別分類

業種	件数	行為類型
農業	2	その他の拘束・排他条件付取引、その他
漁業（水産養殖業を除く）	3	その他の拘束・排他条件付取引
水産養殖業	1	その他
食料品製造業	1	優越的地位の濫用
飲料・たばこ・飼料製造業	1	不当廉売
繊維工業	1	再販売価格の拘束
木材・木製品製造業（家具を除く）	2	再販売価格の拘束、優越的地位の濫用
家具・装備品製造業	1	優越的地位の濫用
プラスチック製品製造業	1	再販売価格の拘束
窯業・土石製品製造業	2	再販売価格の拘束、その他の拘束・排他条件付取引
金属製品製造業	1	優越的地位の濫用
生産用機械器具製造業	2	優越的地位の濫用
道路旅客運送業	2	価格カルテル、取引妨害
道路貨物運送業	4	優越的地位の濫用
倉庫業	2	優越的地位の濫用
飲食料品卸売業	4	優越的地位の濫用
建築材料、鉱物・金属材料等卸売業	3	優越的地位の濫用
機械器具卸売業	2	優越的地位の濫用
その他の卸売業	3	再販売価格の拘束、優越的地位の濫用
各種商品小売業	2	優越的地位の濫用
織物・衣服・身の回り品小売業	2	その他
機械器具小売業	2	優越的地位の濫用
その他の小売業	3	優越的地位の濫用、不当廉売
無店舗小売業	1	優越的地位の濫用
不動産賃貸業・管理業	3	優越的地位の濫用
物品賃貸業	4	優越的地位の濫用、その他
持ち帰り・配達飲食サービス業	1	優越的地位の濫用
医療業	2	その他
協同組合（他に分類されないもの）	7	優越的地位の濫用、その他
政治・経済・文化団体	1	その他
その他のサービス業	3	その他の拘束・排他条件付取引、他の不公正な取引方法、その他

(注) 業種は、「日本標準産業分類」を参考にしている。

### 3 独占禁止法適用除外関係

3-1表 独占禁止法適用除外根拠法令一覧

## (1) 独占禁止法に基づくもの（3制度）

(令和7年3月末現在)

法律名	適用除外制度の内容 (根拠条項)	適用除外制度の 制定年次
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）	知的財産権の行使行為（第21条）	昭和22年
	一定の組合の行為（第22条）	昭和22年
	再販売価格維持契約（第23条）	昭和28年
独占禁止法第22条各号要件に係るみなし規定のあるもの		
農業協同組合法（昭和22年法律第132号）		
水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）		
中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）		
信用金庫法（昭和26年法律第238号）		
労働金庫法（昭和28年法律第227号）		
たばこ耕作組合法（昭和33年法律第135号）		
商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）		
森林組合法（昭和53年法律第36号）		

## (2) 個別法に基づく適用除外（16法律・20制度）

(令和7年3月末現在)

所管官庁	法律名 (法律番号)	適用除外の対象	適用除外制度 の制定年次
金融庁	保険業法 (平成7年法律第105号)	保険カルテル	昭和26年
	損害保険料率算出団体に関する法律 (昭和23年法律第193号)	基準料率の算出（自賠責・地震）	平成10年
法務省	会社更生法 (平成14年法律第154号)	更生会社の株式取得	昭和27年
財務省	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律 (昭和28年法律第7号)	合理化カルテル	昭和34年
文部科学省	著作権法 (昭和45年法律第48号)	商業用レコードの二次使用料等に関する取決め	昭和45年
厚生労働省	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律 (昭和32年法律第164号)	過度競争防止カルテル	昭和32年
農林水産省	農業協同組合法 (昭和22年法律第132号)	農事組合法人が行う一定の事業	平成11年

所管官庁	法律名 (法律番号)	適用除外の対象	適用除外制度 の制定年次
経済産業省	輸出入取引法 (昭和27年法律第299号)	輸出カルテル	昭和27年
	中小企業団体の組織に関する法律 (昭和32年法律第185号)	共同経済事業	昭和32年
	中小企業等協同組合法 (昭和24年法律第181号)	中小企業団体中央会が行う 一定の事業	平成11年
国土交通省	海上運送法 (昭和24年法律第187号)	海運カルテル（内航）	昭和24年
		海運カルテル（外航）	昭和24年
	道路運送法 (昭和26年法律第183号)	運輸カルテル	昭和26年
		航空カルテル（国内）	昭和27年
	航空法 (昭和27年法律第231号)	航空カルテル（国際）	昭和27年
		内航海運組合法 (昭和32年法律第162号)	昭和32年
	内航海運組合法 (昭和32年法律第162号)	共同海運事業	昭和32年
金融庁 国土交通省	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 (平成21年法律第64号)	供給輸送力削減カルテル	平成25年
	地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律 (令和2年法律第32号)	特定地域基盤企業等の合併等	令和2年
		地域一般乗合旅客自動車運送事業者等による共同経営	

3-2表 年次別・適用除外法令別カルテル等件数（注1）の推移

(各年3月末現在)

	根拠法令	適用業種等	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
1	保険業法 平成8年4月1日施行	特定事業に係る 共同行為	4	4	4	4
		その他の事業に 係る共同行為	4	4	4	4
2	損害保険料率算出団体 に関する法律 昭和23年7月29日施行	地震保険に係る 基準料率及び自 動車損害賠償責 任保険に係る基 準料率の算出	2	2	2	2
3	酒税の保全及び酒類業 組合等に関する法律 昭和28年3月1日施行	酒類製造業、 酒類販売業	0	0	0	0
4	著作権法 昭和45年5月6日施行	商業用レコード の二次使用料等 に関する取決め (注2)	10	10	10	10
5	生活衛生関係営業の運 営の適正化及び振興に 関する法律 昭和32年9月2日施行	特定生活衛生関 係サービス業、 販売業	0	0	0	0
6	輸出入取引法 昭和27年9月1日施行	輸出業者の輸出 取引	0	0	0	0
7	道路運送法 昭和26年7月1日施行	道路運送業 (注3)	3 (1)	3 (1)	3 (1)	3 (1)
8	航空法 昭和27年7月15日施行	航空運送事業 (国内)	0	0	0	0
		航空運送事業 (国際) (注4)	[0]	[0]	[1]	[2]
9	海上運送法 昭和24年8月25日施行	海運カルテル (内航)	3	3	3	3

	根拠法令	適用業種等	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
		海運カルテル (外航) (注4)	[57]	[41]	[22]	[30]
10	内航海運組合法 昭和32年10月1日施行	内航海運業	1	1	0	0
11	特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法 平成26年1月27日施行	一般乗用旅客自動車運送事業	3	2	2	0
12	地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律 令和2年11月27日施行	特定地域基盤企業等の合併等 (注5)	1	1	2	2
		地域一般乗合旅客自動車運送事業者等による共同経営	5	6	6	7
合計			36 (34)	36 (34)	36 (34)	35 (33)

(注1) 件数は、公正取引委員会の同意を得、又は当委員会に協議若しくは通知を行って主務大臣が認可等を行ったカルテル等の件数である。

(注2) 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決めの数は、当該取決めの届出を受けた文化庁長官による公正取引委員会に対する通知の件数である。

(注3) 道路運送法に基づくカルテルについては路線ごとにカルテルが実施されているが、実施主体が同じカルテルを1件として算定した場合の数を( )で示した。

(注4) 航空法に基づく航空運送事業カルテル(国際)及び海上運送法に基づく海運カルテル(外航)に関する〔 〕内の数は、各年3月末日に終了する年度において締結、変更又は廃止の通知を受けた件数であり、外数である。

(注5) 特定地域基盤企業等の合併等の欄の数は、各年3月末現在で実施期間終了前にある、主務大臣の認可を受けた合併等に係る基盤的なサービス維持計画の件数である。

## 3-3表 保険業法に基づくカルテル

## (1) 保険業法第101条第1項第1号に基づく共同行為

(令和7年3月末現在)

対象種目	主 体	制 限 事 項	最初の発効日	有効期限
航空保険	日本航空保険プール	再保険における料率及び条件の決定 (注)、再保険の出再割合の決定、再保険手数料率の決定、配分再保険の配分割合及び再保険手数料率の決定、再々保険の禁止、海外再々保険の相手方、出再割合、料率その他条件及び再保険手数料率の決定、損害査定	平成9年6月20日	期限の定めなし
原子力保険	日本原子力保険プール	保険約款の内容の決定、保険料率及びその他の条件の決定、元受保険及び受再保険の引受け割合の決定、元受保険の共同処理(募集を含む)、再保険の共同処理、損害査定の審査及び決定	平成9年6月20日	期限の定めなし
自賠責保険	損害保険会社	契約の引受け及び契約規定の作成方法、募集方法、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金算出方法書の内容の決定、再保険取引に関する相手方又は数量の決定、損害査定方法の決定	平成9年4月30日	期限の定めなし
地震保険	損害保険会社	契約引受け方法の決定、事業方法書、普通保険約款、保険料及び責任準備金算出方法書の内容の決定、損害査定方法の決定、再保険取引に関する事項の決定、地震保険の普及拡大に関する事項の決定	平成9年6月20日	期限の定めなし

(注) 日本航空保険プールの共同行為では、保険料率の決定は明示的に行われていないが、①出再割合を100%としていること、②再保険について、会員は全て元受会社の契約内容に従って責任を負担することとなっているため、保険料率=再保険料率となり、各社保険料率が同一となっている。

## (2) 保険業法第101条第1項第2号に基づく共同行為

(令和7年3月末現在)

対象種目	主 体	制 限 事 項	最初の発効日	有効期限
船舶保険	日本船舶保険再保険プール	再保険約款の決定、再保険に関する損害査定方法の決定、再保険の取引に関する相手方又は数量の決定、再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし

外航貨物保険	外航貨物再保険プール	再保険約款及び再保険料率の決定、再保険の出再割合の決定、再保険手数料の決定、配分再保険の配分割合及び再保険手数料率の決定、再々保険の禁止、再保険に係る損害査定	平成10年4月1日	期限の定めなし
自動車保険 (対人賠償、 自損事故及び 無保険車傷害 保険部分)	自動車対人 賠償保険超過 損害額再 保険プール	再保険約款の決定、再保険に関する損害査定方法の決定、再保険の取引に関する相手方又は数量の決定、再保険料率及び手数料の決定	平成10年4月1日	期限の定めなし
住宅瑕疵担保 責任保険	住宅瑕疵担 保責任超過 損害額再保 険プール	再保険約款の決定、再保険に関する損害査定方法の決定、再保険の取引に関する相手方又は数量の決定、再保険料率の決定	平成21年4月1日	期限の定めなし

3-4表 損害保険料率算出団体に関する法律に基づくカルテル

(令和7年3月末現在)

対象	主 体	内 容	最初の発効日	有効期限
自動車損害賠 償責任保険	損害保険料 率算出団体	自動車損害賠償責任保険に係る基 準料率を算出し、会員の利用に供 すること	平成10年7月1日	期限の定めなし
地震保険	損害保険料 率算出団体	地震保険に係る基準料率を算出 し、会員の利用に供すること	平成10年7月1日	期限の定めなし

3-5表 著作権法に基づく商業用レコードの二次使用料等に関する取決め

(令和7年3月末現在)

対象	主 体	内 容	最初の発効日	有効期限
商業用レコー ドの二次使用 料等	文化庁長官 が指定する 著作権等管 理事業者又 は団体（指 定団体）	商業用レコードの二次使用料等の 額に関する文化庁長官が指定する 著作権等管理事業者又は団体（指 定団体）と放送事業者等又はその 団体間における協議	協議によって定 められた期日	協議によって定 められた期日

3-6表 道路運送法に基づくカルテル

(令和7年3月末現在)

主 体	路 線	内 容	最初の発効日	有効期限
一般乗合旅客 自動車運送事 業者	北部支線 (沖縄)	生活路線維持のための共同経営	平成14年10月8日	令和8年10月15日
一般乗合旅客 自動車運送事 業者	読谷線・糸 満線 (沖 縄)	適切な運行時刻設定のための共 同経営	平成14年10月8日	令和8年10月15日
一般乗合旅客 自動車運送事 業者	名護西線・ 名護西空港 線 (沖縄)	適切な運行時刻設定のための共 同経営	平成14年10月8日	令和8年10月15日

3-7表 海上運送法に基づくカルテル（内航）

(令和7年3月末現在)

主 体	航 路	内 容	最初の発効日	有効期限
一般旅客定期 航路事業者	松山／宇品	適切な運航時刻の設定のための 共同経営（旅客）	平成12年7月19日	令和9年6月20日
一般旅客定期 航路事業者	岡山／土庄	適切な運航時刻の設定のための 共同経営（旅客）	平成12年7月21日	令和9年2月15日
一般旅客定期 航路事業者	竹原／白水	適切な運航時刻の設定のための 共同経営（旅客）	平成12年8月10日	令和9年7月24日

3-8表 地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維

持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律

## (1) 特定地域基盤企業等の合併等に係る基盤的サービス維持計画の実施

(令和7年3月末現在)

主 体	地 域	内 容	認可日	基盤的サービス 維持計画の 実施期間
株式会社青森銀行及び株 式会社みちのく銀行	青森県	基盤的サービスの提供維持の ために行う共同株式移転	令和4年 3月23日	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日
株式会社八十二銀行及び 株式会社長野銀行	長野県	基盤的サービスの提供維持の ために行う株式取得	令和5年 5月29日	令和5年6月1日 ～ 令和10年3月31日

## (2) 地域一般乗合旅客自動車運送事業者等による共同経営の実施

(令和7年3月末現在)

主 体	地 域	内 容	認可日	共同経営の 実施期間
地域一般乗合旅客自動車運送事業者	熊本市	基盤的サービスの提供のために行う共同経営	令和3年3月19日 (注1)	令和3年4月1日～令和8年9月30日
地域一般乗合旅客自動車運送事業者	岡山市	基盤的サービスの提供のために行う共同経営	令和3年3月25日	令和3年4月1日～令和8年3月31日
地域一般乗合旅客自動車運送事業者	前橋市	基盤的サービスの提供のために行う共同経営	令和3年9月24日	令和3年10月1日～令和8年3月31日
地域一般乗合旅客自動車運送事業者等	徳島県南部	基盤的サービスの提供のために行う共同経営	令和4年3月18日	令和4年4月1日～令和9年3月31日
地域一般乗合旅客自動車運送事業者	長崎市	基盤的サービスの提供のために行う共同経営	令和4年3月18日 (注2)	令和4年4月1日～令和9年3月31日
地域一般乗合旅客自動車運送事業者等	広島市	基盤的サービスの提供のために行う共同経営	令和4年10月18日 (注3)	令和4年11月1日～令和10年3月31日
地域一般乗合旅客自動車運送事業者等	岩手県県央部・沿岸部	基盤的サービスの提供のために行う共同経営	令和7年2月17日	令和7年4月1日～令和12年3月31日

(注1) 本協定には、令和3年4月1日～令和6年3月31日を実施期間とする取組（認可日：令和3年3月19日）、令和4年11月1日～令和7年10月31日を実施期間とする取組（認可日：令和4年10月20日）及び令和5年10月1日～令和8年9月30日を実施期間とする取組（認可日：令和5年9月21日）が含まれている。

(注2) 本協定には、令和4年4月1日～令和7年3月31日又は令和4年4月1日～令和8年3月31日を実施期間とする取組（認可日：令和4年3月18日）及び令和6年4月1日～令和9年3月31日を実施期間とする取組（認可日：令和6年3月22日）が含まれている（なお、令和4年4月1日～令和8年3月31日を実施期間とする取組については、令和7年3月14日付け認可により、実施期間が1年延長されたもの）。

(注3) 本協定には、令和4年11月1日～令和7年3月31日を実施期間とする取組（認可日：令和4年10月18日）及び令和7年2月1日～令和10年3月31日を実施期間とする取組（認可日：令和7年1月24日）が含まれている（ただし、令和4年10月18日付け認可に係る取組については、令和7年1月24日付け認可に係る取組の開始をもって終了している。）。

3-9表 業種別事業協同組合及び信用協同組合の届出件数

(令和7年3月末現在)

業種等		届出件数
事業協同組合	農業、林業、漁業	0
	鉱業、採石業、砂利採取業	0
	建設業	1
	食料品、飲料・たばこ・飼料	0
	繊維	0
	木材・木製品、家具・装備品	0
	パルプ・紙・紙加工品	0
	印刷・同関連業	0
	化学	1
	石油製品・石炭製品	0
	プラスチック製品	0
	ゴム製品、なめし革・同製品・毛皮	0
	窯業・土石製品	0
	鉄鋼	0
	非鉄金属	0
	金属製品	0
	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具	0
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具	0
	輸送用機械器具	0
	その他	0
	小計	1
製造業	電気・ガス・熱供給・水道業	0
	情報通信業	0
	運輸業、郵便業	2
	卸売業	1
	小売業	0
	金融業、保険業	0
	不動産業、物品賃貸業	0
	サービス業	9
	その他	180
	小計	194
信用協同組合		14
合計		208

(注1) 組合員の資格となる業種が複数にまたがる協同組合は、「その他」としている。

(注2) 業種は、「日本標準産業分類」を参考にしている。

## 4 株式取得、合併等関係

4-1表 銀行業又は保険業を営む会社の議決権取得・保有の制限に係る認可一覧

(1) 独占禁止法第11条第1項ただし書の規定に基づく認可

認可年月日	認可銀行又は保険会社名	株式発行会社名	保有経緯等
R6.5.22	(株)莊内銀行	(株)庄交コーポレーション	事業再生会社の議決権取得
6.6.20	日本生命保険相互会社	ツクリング(株)	投資事業有限責任組合の有限責任組合員としての株式の所有に伴う議決権保有
6.6.20	日本生命保険相互会社	(株)OptoComb	投資事業有限責任組合の有限責任組合員としての株式の所有に伴う議決権保有
6.7.2	住信SBIネット銀行(株)	(株)テミクス・グリーン	銀行業高度化等会社の議決権保有
6.8.23	日本生命保険相互会社	(株)LOCUS	投資事業有限責任組合の有限責任組合員としての株式の所有に伴う議決権保有
6.8.28	(株)三菱UFJ銀行	(株)eClear	銀行業高度化等会社の議決権取得
6.9.5	(株)千葉銀行	エッジテクノロジー(株)	銀行業高度化等会社の議決権取得
6.10.31	(株)三井住友銀行	(株)インフキュリオン	銀行業高度化等会社の議決権取得
6.12.20	(株)青森銀行	東北化学薬品(株)ほか8社	合併に伴う議決権取得
7.1.14	三井住友信託銀行(株)	日本森林アセット(株)	銀行業高度化等会社の議決権取得
7.1.23	(株)徳島大正銀行	とくぎんトモニリンクアップ(株)	銀行業高度化等会社の議決権取得
7.1.31	農中信託銀行(株)	(株)Programat	銀行業高度化等会社の議決権取得
7.2.13	日本生命保険相互会社	(株)TOKIUM	投資事業有限責任組合の有限責任組合員としての株式の所有に伴う議決権保有
7.2.28	(株)山梨中央銀行	やまなし地域デザイン(株)	銀行業高度化等会社の議決権取得
7.3.18	(株)百五銀行	(株)アスカプランニング名古屋ほか1社	銀行業高度化等会社の議決権取得

認可年月日	認可銀行又は保険会社名	株式発行会社名	保有経緯等
7. 3. 19	アフラック生命保険(株)	Hatch Hea lthcare(株)	保険業高度化等会社の議決 権取得
7. 3. 24	(株)大分銀行	おおいたプラット(株)	銀行業高度化等会社の議決 権取得
7. 3. 25	(株)千葉銀行	(株)フレッシュファーム みちば	銀行業高度化等会社の議決 権取得

## (2) 独占禁止法第11条第2項の規定に基づく認可

認可年月日	認可銀行又は保険会社名	株式発行会社名	保有経緯等
R6. 9. 19	(株)みずほ銀行	(株)ナガセ	単元未満株式の増加に伴う 議決権保有
7. 3. 4	(株)三菱UFJ銀行	(株)村上開明堂	自己の株式の取得に伴う議 決権保有

## 4-2 統計資料（4-3表及び4-4表）について

- (1) この統計資料は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に、公正取引委員会が受理した会社の株式取得、合併、分割、共同株式移転及び事業譲受け等（以下「企業結合」という。）の届出等に関する指標を取りまとめたものである。
- (2) 会社がどの業種に属するかは、株式取得においては株式取得会社の業種、合併においては合併後の存続会社の業種、共同新設分割においては分割する会社の業種、吸収分割においては事業を承継する会社の業種、共同株式移転においては新設会社の業種、事業譲受け等においては事業等を譲り受ける会社の業種によった。また、事業を行っていない会社についてはその他に分類した。
- (3) 4-3表の分類のうち、「水平」とは、当事会社グループ同士が同一の一定の取引分野において競争関係にある場合をいう。  
 「垂直」とは、当事会社グループ同士が取引段階を異にする場合をいう。「垂直」のうち、「前進」とは、株式取得会社、存続会社、被承継会社又は譲受会社が最終需要者のある会社と企業結合を行う場合をいい、「後進」とは、その反対方向にある会社と企業結合を行う場合をいう。  
 「混合」とは、「水平」、「垂直」のいずれにも該当しない場合をいう。「混合」のうち、「地域拡大」とは、同種の商品又は役務を異なる市場へ供給している場合をいい、「商品拡大」とは、生産あるいは販売面での関連性のある異種の商品又は役務を供給している場合をいい、「純粹」とは、前記「地域拡大」及び「商品拡大」のいずれにも該当しない場合をいう。
- なお、形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、形態別の件数の合計は、届出受理件数と必ずしも一致しない。

4-3表 形態別・業種別件数（令和6年度）

業種	形態 水平関係	垂直関係		混合関係			届出受理 件数
		前進	後進	地域拡大	商品拡大	純粹	
農林・水産業	0	0	0	0	0	0	0
鉱業	2	0	0	0	0	0	2
建設業	17	3	4	6	6	0	17
製造業	35	25	25	3	13	6	61
食料品	7	3	5	1	2	0	10
繊維	1	1	0	0	0	0	1
木材・木製品	0	0	0	0	0	0	0
紙・パルプ	1	1	1	0	0	0	1
出版・印刷	0	0	0	0	0	0	0
化学・石油・石炭	7	3	7	0	2	2	12
ゴム・皮革	1	0	1	0	0	0	1
窯業・土石	0	0	0	0	0	0	0
鉄鋼	0	1	1	0	0	0	1
非鉄金属	1	1	2	0	0	0	2
金属製品	0	0	0	0	0	0	0
機械	15	13	6	1	6	3	27
その他製造業	2	2	2	1	3	1	6
卸・小売業	43	20	14	13	8	2	63
不動産業	11	8	8	7	4	0	13
運輸・通信・倉庫業	30	10	10	6	12	3	35
サービス業	18	6	3	12	4	1	21
金融・保険業	15	5	7	3	4	6	28
電気・ガス 熱供給・水道業	3	2	1	0	0	0	4
その他	112	51	50	30	39	33	193
合計	286	130	122	80	90	51	437

(注) 形態別の件数については、複数の形態に該当する企業結合の場合、該当する形態を全て集計している。そのため、形態別の件数の合計は、届出受理件数と必ずしも一致しない。

4-4表 企業結合関係の届出・報告件数

年度	第9条の事業報告書 (注2)	第9条の設立届出書 (注2)	株式取得届出 (注3)	役員兼任届出 (注4)	会社以外の者の株式所有報告書 (注5)	合併届出 (注6)	分割届出 (注7)	共同株式移転届出 (注8)	事業譲受け等届出 (注9)
昭和22			(2)		(0)	(23)			(22)
23			(31)		(0)	(309)			(192)
24			(13)		(0)	(123)			(53)
			2,373		0	448			143
25			3,840		0	420			207
26			4,546		0	331			182
27			4,795		0	385			124
28			3,863	268	0	344			126
29			2,827	328	0	325			167
30			3,033	268	0	338			143
31			3,080	457	0	381			209
32			3,069	375	0	398			140
33			3,316	557	0	381			118
34			3,170	466	0	413			139
35			2,991	644	0	440			144
36			3,211	675	1	591			162
37			3,231	804	0	715			193
38			3,844	758	0	997			223
39			3,921	527	4	864			195
40			4,534	487	1	894			202
41			4,325	462	0	871			264
42			4,075	458	2	995			299
43			4,069	480	3	1,020			354
44			4,907	647	0	1,163			391
45			4,247	543	2	1,147			413
46			5,832	552	0	1,178			449
47			5,841	501	1	1,184			452
48			6,002	874	0	1,028			443
49			5,738	794	0	995			420
50			5,108	754	9	957			429
51			5,229	925	6	941			511
52			5,085	916	1	1,011			646
53			5,372	1,394	0	898			595
54			5,359	3,365	0	871			611
55			5,759	2,556	2	961			680
56			5,505	2,958	1	1,044			771
57			6,167	2,477	1	1,040			815
58			6,033	3,389	4	1,020			702
59			6,604	3,159	2	1,096			790
60			6,640	3,504	6	1,113			807
61			7,202	2,944	1	1,147			936
62			7,573	3,776	1	1,215			1,084
63			6,351	3,450	0	1,336			1,028
平成元			8,193	4,420	0	1,450			988
2			8,075	4,312	0	1,751			1,050
3			8,034	6,124	2	2,091			1,266
4			8,776	5,675	0	2,002			1,079
5			8,036	6,330	3	1,917			1,153
6			8,954	5,137	18	2,000			1,255
7			8,281	5,897	1	2,520			1,467
8			9,379	5,042	0	2,271			1,476
9	0	0	8,615	5,955	7	2,174			1,546
10	2	0	7,518	447	0	1,514			1,176
11	1	1	1,029			151			179
12	5	1	804			170			213
13	7	7	898			127	20		195
14	16	7	899			112	21		197
15	76	4	959			103	21		175
16	79	1	778			70	23		166
17	80	5	825			88	17		141
18	87	2	960			74	19		136
19	93	2	1,052			76	33		123
20	92	4	829			69	21		89
21	93	5	840			48	15	3	79
22	92	2	184			11	11	5	54
23	100	0	224			15	10	6	20
24	99	1	285			14	15	5	30
25	100	0	218			8	14	3	21
26	103	0	231			12	20	7	19
27	104	2	222			23	17	6	27
28	108	2	250			26	16	3	24
29	105	0	259			9	13	3	22
30	107	2	259			16	15	2	29
令和元	112	0	264			12	12	3	19
2	114	1	223			16	7	0	20

年度	第9条の事業報告書(注2)	第9条の設立届出書(注2)	株式取得届出(注3)	役員兼任届出(注4)	会社以外の者の株式所有報告書(注5)	合併届出(注6)	分割届出(注7)	共同株式移転届出(注8)	事業譲受け等届出(注9)
3	114	3	288			10	17	3	19
4	116	5	270			11	7	3	15
5	121	1	290			12	17	5	21
6	123	0	384			11	20	2	20

(注1) 括弧内は認可件数である。

(注2) 独占禁止法第9条の規定に基づく事業報告書の提出及び設立の届出制度は、平成9年独占禁止法改正法により新設されたものであり、それ以前の件数はない。

なお、平成14年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、一定の総資産額基準を超える持株会社について事業報告及び設立の届出を行わなければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、持株会社に加え、一定の総資産額基準を超える金融会社及び一般事業会社についても事業報告及び設立の届出を行わなければならないこととされた。

(注3) 株式所有報告書の裾切り要件(総資産額)は次のとおり改正されている。

改正年	裾切り要件(総資産額)
昭和24	500万円超
28	1億円超
40	5億円超
52	20億円超

平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、総資産が20億円を超える国内の会社(金融業を営む会社を除く。)又は外国会社(金融業を営む会社を除く。)は、国内の会社の株式を所有する場合には、毎事業年度終了後3か月以内に株式所有報告書を提出しなければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、総資産が20億円を超えて総資産合計額が100億円を超える会社が、総資産が10億円を超える国内の会社又は国内売上高が10億円を超える外国会社の株式を10%、25%又は50%を超えて取得し、又は所有することとなる場合には、株式所有報告書を提出しなければならないこととされた。

また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、国内売上高合計額が200億円を超える会社が、子会社の国内売上高を含む国内売上高が50億円超の会社の株式を取得しようとする場合であって、議決権保有割合が20%、50%(2段階)を超えるものについて、合併等と同様にあらかじめ届け出なければならないこととされた。

(注4) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社の役員又は従業員は、国内において競争関係にある国内の会社の役員の地位を兼ねる場合において、いざれか一方の会社の総資産が20億円を超えるときは届け出なければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では廃止された。

(注5) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社以外の者は、国内において相互に競争関係にある2以上の国内の会社の株式をそれぞれの発行済株式総数の10%を超えて所有することとなる場合には株式所有報告書を提出しなければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では廃止された。

(注6) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社が合併しようとする場合には、全てあらかじめ届け出なければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、当事会社の中に総資産合計額が100億円を超える会社と総資産合計額が10億円を超える会社がある場合等に届け出なければならないこととされた。

また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、国内売上高合計額が200億円超の会社と同50億円超の会社の合併について届け出なければならないこととされた。

(注7) 分割の届出は、平成12年商法改正に伴い新設されたものであり、平成12年度までの件数はない。

また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、当事会社の中に国内売上高合計額が200億円を超える全部承継会社(事業の全部を承継させようとする会社をいう。)と国内売上高合計額が50億円を超える事業を承継しようとする会社がある場合等には、分割に関する計画について届け出なければならないこととされた。

(注8) 共同株式移転の届出は、平成21年独占禁止法改正法により新設されたものであり、平成20年度までの件数はない。

(注9) 平成10年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法では、会社が事業の全部又は重要部分の譲受け等をしようとする場合には、全てあらかじめ届け出なければならないこととされていたが、改正後の独占禁止法では、総資産合計額が100億円を超える会社が、総資産額10億円超の国内会社の事業の全部を譲り受ける場合等に届け出なければならないこととされた。

また、平成21年独占禁止法改正法による改正によって届出基準が見直され、国内売上高合計額が200億円を超える会社が、国内売上高30億円超の会社の事業の全部を譲り受ける場合等に事業譲受け等に関する計画について届け出なければならないこととされた。

## 5 下請法関係

5-1表 定期調査実施件数の推移

区分 年度	定期調査実施件数		特別調査発送件数	
	対象親事業者数 (名)	対象下請事業者数 (名)	対象親事業者数 (名)	対象下請事業者数 (名)
平成元	13,537	73,320		
2	12,889	72,030		
3	12,680	71,603		
4	14,234	74,334		10,027
5	13,781	75,864		10,786
6	13,235	72,784		10,559
7	13,261	75,202		
8	13,857	70,453		
9	13,648	71,860	1,000	5,000
10	13,869	70,182	1,736	
11	14,453	70,554		
12	15,964	75,859		
13	16,417	93,483	1,673	1,003
14	17,385	99,481		
15	18,295	108,395		
16	30,932	170,517		
17	30,991	170,878		
18	29,502	162,521		
19	30,268	168,108		
20	34,181	160,230		
21	36,342	201,005		
22	38,046	210,166		
23	38,503	212,659		
24	38,781	214,042		
25	38,974	214,044		
26	38,982	213,690		
27	39,101	214,000		
28	39,150	214,500		
29	60,000	300,000		
30	60,000	300,000		
令和元	60,000	300,000		
2	60,000	300,000		
3	65,000	300,000		
4	70,000	300,000		
5	80,000	330,000		
6	90,000	330,000		

5-2表 下請法違反事件新規着手件数及び処理件数の推移

区分 年度	新規着手件数				処理件数			
	定期調査	申告	中小企業庁長官 からの措置請求	計	勧告	措置 指導	不問	計
平成元	(名)	(名)	(名)	(名)	(名)	(名)	(名)	(名)
2	1,928	29	0	1,957	0	2,419	160	2,579
3	2,001	23	1	2,025	1	2,186	127	2,314
4	1,534	15	0	1,549	0	1,492	101	1,593
5	2,191	18	0	2,209	0	1,933	132	2,065
6	2,844	38	0	2,882	0	2,428	279	2,707
7	1,590	21	0	1,611	1	1,632	186	1,819
8	1,548	23	0	1,571	0	1,544	148	1,692
9	1,516	10	0	1,526	2	1,439	106	1,547
10	1,330	13	1	1,344	3	1,348	60	1,411
11	1,329	22	0	1,351	1	1,271	69	1,341
12	1,135	26	0	1,161	3	1,101	66	1,170
13	1,153	52	1	1,206	6	1,134	50	1,190
14	1,308	59	0	1,367	3	1,311	44	1,358
15	1,357	70	0	1,427	4	1,362	60	1,426
16	1,341	67	1	1,409	8	1,357	71	1,436
17	2,638	72	0	2,710	4	2,584	75	2,663
18	4,009	65	0	4,074	10	4,015	41	4,066
19	2,983	100	1	3,084	11	2,927	121	3,059
20	2,964	145	1	3,110	13	2,740	307	3,060
21	3,168	152	4	3,324	15	2,949	273	3,237
22	3,728	105	2	3,835	15	3,590	254	3,859
23	4,509	145	4	4,658	15	4,226	369	4,610
24	4,494	56	4	4,554	18	4,326	292	4,636
25	4,819	50	1	4,870	16	4,550	316	4,882
26	5,418	59	1	5,478	10	4,949	466	5,425
27	5,723	83	1	5,807	7	5,461	376	5,844
28	6,210	95	0	6,305	4	5,980	287	6,271
29	6,477	112	0	6,589	11	6,302	290	6,603
30	7,173	97	1	7,271	9	6,752	307	7,068
令和元	7,757	141	0	7,898	7	7,710	382	8,099
2	8,360	155	0	8,515	7	8,016	292	8,315
3	8,291	101	1	8,393	4	8,107	222	8,333
4	8,369	94	1	8,464	4	7,922	174	8,100
5	8,188	79	0	8,267	6	8,665	86	8,757
6	8,120	112	0	8,232	13	8,268	47	8,328
	8,152	119	1	8,272	21	8,230	55	8,306

5—3表 下請法違反行為類型別件数の推移

		年度												年度																						
		平成元年						2						3						4																
		違反行為類型	免額枠否	第4条第1項第3号違反	第4条第1項第4号違反	第4条第1項第5号違反	第4条第1項第6号違反	第4条第1項第7号違反	第4条第1項第8号違反	第4条第1項第9号違反	第4条第1項第10号違反	第4条第1項第11号違反	第4条第1項第12号違反	第4条第1項第13号違反	第4条第1項第14号違反	第4条第1項第15号違反	第4条第1項第16号違反	第4条第1項第17号違反	第4条第1項第18号違反	第4条第1項第19号違反	第4条第1項第20号違反	第4条第1項第21号違反	第4条第1項第22号違反	第4条第1項第23号違反	第4条第1項第24号違反											
免額枠否	20	12	10	14	74	54	59	86	60	42	21	27	25	29	8	28	30	13	23	6	25	8	38	61	42	32	46	32	48	49	48	42				
第4条第1項第3号違反	(1.3)	(1.2)	(1.4)	(5.6)	(5.3)	(6.4)	(8.9)	(7.0)	(6.0)	(3.0)	(3.6)	(2.6)	(3.3)	(0.9)	(2.1)	(1.5)	(1.1)	(2.0)	(0.4)	(1.6)	(0.4)	(1.7)	(2.8)	(1.9)	(0.7)	(0.5)	(0.6)	(0.6)	(0.7)	(0.7)	(0.6)					
下請代金の支払遅延・第4条第1項第2号違反	469	393	236	310	363	270	227	226	269	226	234	230	335	307	392	751	1,344	701	866	790	1,250	1,488	2,643	3,131	3,375	3,129	3,371	3,651	4,738	4,900	4,069	3,995	4,084	(57.0)		
下請代金の支払遅延・第4条第1項第2号違反	(28.8)	(28.5)	(30.0)	(26.5)	(24.5)	(25.9)	(31.4)	(32.3)	(33.9)	(31.0)	(35.1)	(34.7)	(57.2)	(65.0)	(57.7)	(59.9)	(63.6)	(59.1)	(63.6)	(51.5)	(58.5)	(58.1)	(56.4)	(66.1)	(62.8)	(66.7)	(54.2)	(52.8)	(54.4)	(62.2)	(57.3)	(57.0)				
下請代金の減額・第4条第1項第3号違反	153	130	67	89	165	177	165	123	121	132	135	168	137	134	142	21.1	134	112	97	107	176	159	284	228	383	373	489	61.1	834	1,150	1,471	1,195	1,273	1,090	1,263	
下請代金の減額・第4条第1項第3号違反	(9.7)	(9.7)	(8.1)	(8.6)	(8.6)	(12.5)	(17.3)	(17.8)	(14.1)	(13.9)	(19.0)	(18.2)	(17.6)	(15.7)	(15.3)	(14.8)	(10.2)	(11.0)	(9.5)	(7.1)	(7.0)	(9.0)	(8.3)	(12.8)	(10.1)	(8.5)	(12.2)	(12.6)	(11.6)	(15.2)	(17.9)	(16.1)	(17.6)			
返品	17	21	11	11	23	20	20	32	22	23	29	11	23	23	22	23	12	2	9	6	14	9	34	44	20	15	14	15	11	22	21	17	21	17		
返品・第4条第1項第4号違反	(1.1)	(1.6)	(1.3)	(1.8)	(2.0)	(2.2)	(3.7)	(2.6)	(3.3)	(4.2)	(1.5)	(2.4)	(2.6)	(2.5)	(1.8)	(0.6)	(0.2)	(0.4)	(0.9)	(1.5)	(2.0)	(0.9)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.3)	(0.3)		
貰いたとき	36	32	42	57	97	98	95	65	48	31	27	43	36	38	32	36	44	28	39	68	113	93	166	98	86	735	631	1,143	1,179	1,487	721	830	866	913	879	852
貰いたとき・第4条第1項第5号違反	(2.3)	(2.4)	(5.1)	(7.4)	(9.6)	(10.3)	(7.5)	(5.6)	(4.4)	(3.9)	(3.8)	(5.8)	(4.3)	(3.7)	(2.7)	(2.1)	(2.3)	(3.3)	(4.9)	(7.4)	(4.8)	(3.8)	(3.8)	(3.8)	(3.8)	(3.8)	(3.8)	(3.8)	(3.8)	(3.8)	(3.8)	(3.8)				
購入・利用説明書第6号違反	44	39	27	50	99	60	66	64	74	28	20	49	106	79	53	95	75	62	41	50	67	59	86	72	60	46	69	78	94	90	72	76	48	50	41	39
購入・利用説明書第6号違反	(2.8)	(2.9)	(3.3)	(4.8)	(7.5)	(7.1)	(5.9)	(7.3)	(4.0)	(2.9)	(6.6)	(11.0)	(9.0)	(6.7)	(7.2)	(3.6)	(5.1)	(3.6)	(5.1)	(3.6)	(4.4)	(3.6)	(3.6)	(3.2)	(1.0)	(1.5)	(1.0)	(1.3)	(1.0)	(0.8)	(0.7)	(0.8)	(0.8)	(0.5)		
転倒装置	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
有償支給原材料等の料金	55	82	60	96	85	61	40	40	58	34	36	51	37	62	43	29	15	42	20	45	56	44	60	56	59	92	113	98	78	72	71	61	73			
の早期決済	(3.5)	(7.2)	(8.3)	(6.4)	(6.6)	(4.3)	(4.3)	(4.6)	(4.8)	(4.9)	(5.2)	(6.1)	(3.6)	(3.8)	(3.8)	(3.8)	(3.8)	(3.8)	(3.8)	(3.8)	(3.8)	(3.8)	(3.8)	(2.6)	(2.6)	(2.6)	(1.2)	(1.2)	(1.0)	(0.8)	(0.8)	(0.8)	(1.0)			
寄り困難な手形の交付	778	617	315	417	412	284	254	235	205	218	191	203	225	210	184	144	190	170	147	221	300	224	280	246	208	253	210	385	324	314	293	225	197	309	309	
寄り困難な手形の交付・第4条第2項第1号違反	(49.5)	(49.5)	(45.1)	(45.1)	(40.3)	(31.3)	(27.7)	(27.4)	(27.0)	(23.9)	(31.2)	(27.3)	(27.7)	(23.6)	(23.6)	(23.6)	(21.0)	(21.0)	(19.2)	(14.0)	(12.5)	(16.1)	(18.5)	(11.5)	(12.2)	(12.2)	(12.2)	(12.2)	(12.2)	(12.2)	(12.2)	(12.2)	(12.2)	(12.2)		
不当な経済上の利益の指摘	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
不正な給付内容の変更・第4条第2項第1号違反	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
不正な給付内容の変更・第4条第2項第2号違反	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)			
小計(注1)	1,573	1,337	828	1,034	1,318	1,024	926	871	857	699	690	743	954	874	876	1,313	2,068	1,215	1,175	1,374	1,535	1,955	2,286	2,218	2,250	4,529	4,697	5,815	5,778	6,819	6,919	7,979	7,878	7,098	6,753	7,177
免注書き面不交付・不備	1,762	1,550	1,063	1,425	1,912	1,189	1,142	1,090	1,064	1,039	826	843	1,067	1,127	1,125	2,235	3,633	2,603	2,453	2,608	3,300	3,833	3,813	3,987	4,186	4,067	4,507	4,806	5,322	5,964	6,003	5,401	6,697	6,151	5,944	
手帳類不保存等	88	88	87	132	172	119	129	112	135	102	134	121	167	135	142	321	645	487	553	297	384	724	715	824	939	484	470	629	649	778	745	934	732	834	556	633
違法報告等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
小計(注2)	1,850	1,638	1,150	1,557	2,084	1,308	1,271	1,021	1,199	1,141	960	1,234	1,262	1,262	1,262	1,262	1,262	1,262	1,262	1,262	1,262	1,262	1,262	1,262	1,262	1,262	1,262	1,262	1,262	1,262	1,262	1,262				
合計(注2)	3,423	2,975	1,978	2,591	3,402	2,332	2,197	2,073	2,056	1,840	1,650	1,707	2,188	2,136	2,143	3,869	4,305	4,181	4,279	5,216	6,814	7,029	7,315	9,080	9,874	11,250	11,749	13,561	14,916	14,011	14,629	13,463	13,757			

(注1) ( ) 内の数値は、実体規定違反全体に占める比率であり、小数点以下第2位を四捨五入したため、合計は必ずしも100.0とならない。

(注2) 1件の勧告又は指導において複数の行為を問題としている場合があるので、違反行為類型別件数の合計欄の数字と5—2表の「措置」件数とは一致しない。

5-4表 自発的な申出の件数等の推移

区分 年度	新規に受けた 自発的な申出の件数	処理した 自発的な申出の件数	自発的申出による 原状回復の金額	自発的申出により 原状回復を受けた 下請事業者数
平成 26	(件) 47	(件) 26	(万円) 5,217	(名) 396
27	52	45	99,147	4,524
28	61	86	64,449	2,551
29	47	46	184,795	1,068
30	73	71	10,843	804
令和元	78	46	5,849	1,926
2	24	58	14,437	3,230
3	32	34	14,896	433
4	23	20	82,106	91
5	39	39	7,770	2,158
6	32	36	35,328	525

## 6 景品表示法に基づく規約及び運用機関の一覧（令和7年3月末現在）

No	規約の運用機関の名称	規約の名称（景品関係）	規約の名称（表示関係）
1	全国飲用牛乳公正取引協議会	—	飲用乳の表示に関する公正競争規約
2	発酵乳乳酸菌飲料公正取引協議会	—	発酵乳・乳酸菌飲料の表示に関する公正競争規約
3	チーズ公正取引協議会	—	ナチュラルチーズ、プロセスチーズ及びチーズフードの表示に関する公正競争規約
4	アイスクリーム類及び氷菓公正取引協議会	アイスクリーム類及び氷菓業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	アイスクリーム類及び氷菓の表示に関する公正競争規約
5	(一社) 全国はちみつ公正取引協議会	—	はちみつ類の表示に関する公正競争規約
6	(一社) 全国ローヤルゼリー公正取引協議会	—	ローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約
7	全国辛子めんたいこ食品公正取引協議会	—	辛子めんたいこ食品の表示に関する公正競争規約
8	全国削節公正取引協議会	—	削りぶしの表示に関する公正競争規約
9	全国食品缶詰公正取引協議会	—	食品缶詰の表示に関する公正競争規約
10	全国トマト加工品業公正取引協議会	トマト加工品業における景品の提供の制限に関する公正競争規約	トマト加工品の表示に関する公正競争規約
11	全国粉わさび公正取引協議会	—	粉わさびの表示に関する公正競争規約
12	全国生めん類公正取引協議会	—	生めん類の表示に関する公正競争規約
13	日本即席食品工業公正取引協議会	即席めん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	即席めんの表示に関する公正競争規約
14	全国ビスケット公正取引協議会	ビスケット業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ビスケット類の表示に関する公正競争規約
15	全国チョコレート業公正取引協議会	チョコレート業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・チョコレート類の表示に関する公正競争規約 ・チョコレート利用食品の表示に関する公正競争規約
16	全国チューインガム業公正取引協議会	チューインガム業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	チューインガムの表示に関する公正競争規約
17	凍豆腐製造業公正取引協議会	凍り豆腐製造業における景品類の提供の制限及び凍り豆腐の表示に関する公正競争規約	
18	全国味噌業公正取引協議会	みそ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	みその表示に関する公正競争規約
19	醤油業中央公正取引協議会	しょうゆ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	しょうゆの表示に関する公正競争規約
20	日本ソース業公正取引協議会	ソース業における景品の提供の制限に関する公正競争規約	—
21	全国食酢公正取引協議会	—	食酢の表示に関する公正競争規約
22	カレー業全国公正取引協議会	カレー業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
23	果実飲料公正取引協議会	—	果実飲料等の表示に関する公正競争規約
24	全国コーヒー飲料公正取引協議会	—	コーヒー飲料等の表示に関する公正競争規約
25	全日本コーヒー公正取引協議会	—	レギュラーコーヒー及びインスタントコーヒーの表示に関する公正競争規約
26	日本豆乳公正取引協議会	—	豆乳類の表示に関する公正競争規約
27	マーガリン公正取引協議会	—	マーガリン類の表示に関する公正競争規約

No	規約の運用機関の名称	規約の名称（景品関係）	規約の名称（表示関係）
28	全国観光土産品公正取引協議会	—	観光土産品の表示に関する公正競争規約
29	ハム・ソーセージ類公正取引協議会	—	ハム・ソーセージ類の表示に関する公正競争規約
30	日本パン公正取引協議会	—	包装食パンの表示に関する公正競争規約
31	全国食肉公正取引協議会	—	食肉の表示に関する公正競争規約
32	全国ドレッシング類公正取引協議会	—	ドレッシング類の表示に関する公正競争規約
33	もろみ酢公正取引協議会	—	もろみ酢の表示に関する公正競争規約
34	食用塩公正取引協議会	—	食用塩の表示に関する公正競争規約
35	鶏卵公正取引協議会	—	鶏卵の表示に関する公正競争規約
36	日本ワイナリー協会	果実酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
37	ビール酒造組合	ビール製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ビールの表示に関する公正競争規約
38	日本洋酒輸入協会	酒類輸入販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・輸入ウイスキーの表示に関する公正競争規約 ・輸入ビールの表示に関する公正競争規約
39	日本洋酒酒造組合	洋酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ウイスキーの表示に関する公正競争規約
40	日本酒造組合中央会	・清酒製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約 ・単式蒸留焼酎の表示に関する公正競争規約 ・泡盛の表示に関する公正競争規約	・単式蒸留焼酎の表示に関する公正競争規約 ・泡盛の表示に関する公正競争規約
41	日本蒸留酒酒造組合	合成清酒及び連續式蒸留しうちゅうの製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
42	全国小売酒販組合中央会	—	酒類小売業における酒類の表示に関する公正競争規約
43	全国帯締め羽織ひも公正取引協議会	—	帯締め及び羽織ひもの表示に関する公正競争規約
44	(一社) 日本メガネ協会 眼鏡公正取引協議委員会	—	眼鏡類の表示に関する公正競争規約
45	(公社) 全国家庭電気製品公正取引協議会	家庭電気製品業における景品類の提供に関する公正競争規約	・家庭電気製品製造業における表示に関する公正競争規約 ・家庭電気製品小売業における表示に関する公正競争規約
46	医療用医薬品製造販売業公正取引協議会	医療用医薬品製造販売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
47	医療用医薬品卸売業公正取引協議会	医療用医薬品卸売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
48	化粧品公正取引協議会	—	化粧品の表示に関する公正競争規約
49	化粧石けん公正取引協議会	化粧石けん業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	化粧石けんの表示に関する公正競争規約
50	洗剤・石けん公正取引協議会	家庭用合成洗剤及び家庭用石けん製造業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	家庭用合成洗剤及び家庭用石けんの表示に関する公正競争規約
51	歯磨公正取引協議会	歯みがき業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	歯みがき類の表示に関する公正競争規約
52	防虫剤公正取引協議会	—	防虫剤の表示に関する公正競争規約

No	規約の運用機関の名称	規約の名称（景品関係）	規約の名称（表示関係）
53	新聞公正取引協議会	新聞業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
54	出版物小売業公正取引協議会	出版物小売業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
55	雑誌公正取引協議会	雑誌業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
56	(一社) 自動車公正取引協議会	自動車業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	・自動車業における表示に関する公正競争規約 ・二輪自動車業における表示に関する公正競争規約
57	タイヤ公正取引協議会	タイヤ業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	タイヤの表示に関する公正競争規約
58	農業機械公正取引協議会	農業機械業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	農業機械の表示に関する公正競争規約
59	不動産公正取引協議会連合会	不動産業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	不動産の表示に関する公正競争規約
60	(一社) 北海道不動産公正取引協議会		
61	東北地区不動産公正取引協議会		
62	(公社) 首都圏不動産公正取引協議会		
63	北陸不動産公正取引協議会		
64	東海不動産公正取引協議会		
65	(公社) 近畿地区不動産公正取引協議会		
66	中国地区不動産公正取引協議会		
67	四国地区不動産公正取引協議会		
68	(一社) 九州不動産公正取引協議会		
69	旅行業公正取引協議会	旅行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	募集型企画旅行の表示に関する公正競争規約
70	全国銀行公正取引協議会	銀行業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	銀行業における表示に関する公正競争規約
71	指定自動車教習所公正取引協議会	指定自動車教習所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	指定自動車教習所業における表示に関する公正競争規約
72	ペットフード公正取引協議会	ペットフード業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	ペットフードの表示に関する公正競争規約
73	全国釣竿公正取引協議会	—	釣竿の表示に関する公正競争規約
74	鍵盤楽器公正取引協議会	—	・ピアノの表示に関する公正競争規約 ・電子鍵盤楽器の表示に関する公正競争規約
75	衛生検査所業公正取引協議会	衛生検査所業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
76	スポーツ用品公正取引協議会	—	スポーツ用品の表示に関する公正競争規約
77	医療機器業公正取引協議会	医療機器業における景品類の提供の制限に関する公正競争規約	—
78	仏壇公正取引協議会	—	仏壇の表示に関する公正競争規約
79	特定保健用食品公正取引協議会	—	特定保健用食品の表示に関する公正競争規約
80	日本オリーブオイル公正取引協議会	—	エキストラバージンオリーブオイルの表示に関する公正競争規約

## 7 独占禁止懇話会

### (1) 開催趣旨等

経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、公正取引委員会が広く各界の有識者と意見を交換し、併せて競争政策の一層の理解を求める目的として、昭和43年11月以来開催しているもので、令和7年3月14日現在、次の学界、言論界、消費者団体、産業界、中小企業団体等の有識者25名をもって開催されている。

会長	柳川範之	東京大学大学院経済学研究科教授
会員	有田芳子	主婦連合会参与
	依田高典	京都大学大学院経済学研究科教授
	今井雅啓	伊藤忠商事(株)専務理事
	及川勝	全国中小企業団体中央会常務理事
	大野顕司	住友化学(株)常務執行役員
	鹿野菜穂子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	川濱昇	追手門学院大学法学部教授
	河野康子	(一財)日本消費者協会理事
	白石忠志	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	竹川正記	(株)毎日新聞社論説委員
	武田邦宣	大阪大学大学院法学研究科教授
	武田史子	慶應義塾大学大学院経営管理研究科教授
	田中道昭	立教大学大学院ビジネスデザイン研究科教授
	土田和博	早稲田大学法学学術院教授
	野原佐和子	(株)イプシ・マーケティング研究所代表取締役社長
	二村睦子	日本生活協同組合連合会常務理事
	細田安兵衛	(株)榮太樓總本鋪代表取締役会長
	宮崎誠	(株)読売新聞東京本社論説委員
	森貴子	野村ホールディングス(株)執行役員ジェネラル・カウンセル兼コンプライアンス共同統括責任者
	山下裕子	一橋大学大学院経営管理研究科経営管理専攻教授
	山田秀顕	(一社)全国農業協同組合中央会常務理事
	由布節子	弁護士
	吉田明子	東洋大学経済学部教授
	チャールズ D.レイク II	アフラック生命保険(株)代表取締役会長

(役職は令和7年3月14日時点)

## (2) 開催状況

回	開催年月日	議題
227	6. 6. 7	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ スマートフォンにおいて利用される特定ソフトウェアに係る競争の促進に関する法律案</li> <li>○ 令和5年度における下請法の運用状況及び中小事業者等の取引公正化に向けた取組（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律の施行に向けた準備状況を含む）</li> <li>○ 令和5年度における独占禁止法違反事件の処理状況</li> </ul>
228	6. 11. 12	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 令和5年度における企業結合関係届出の状況及び主要な企業結合事例</li> <li>○ 生成AIに関する実態調査の実施</li> <li>○ 公正取引委員会の主な広報・広聴活動と課題</li> </ul>
229	7. 3. 14	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 経済分析の取組</li> <li>○ 下請法改正法案</li> <li>○ 音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査報告書</li> </ul>

(注) 令和6年4月から令和7年3月までの開催状況

## 8 公正取引委員会機構図

